

平成 28 年度
岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部
本 部 会 資 料

資料

1 岡山県における『第四次薬物乱用防止五か年戦略』推進計画	1
2 平成27年度実施結果	2
3 平成28年度実施計画	18

岡山県における『第四次薬物乱用防止五か年戦略』推進計画

基本理念

各関係機関・団体の協力のもと、薬物乱用を拒絶する県民意識の醸成を図るとともに、薬物汚染のない環境づくりを進める。

戦略1：啓発関係

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- ① 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化
- ② 有職・無職少年に対する啓発の推進
- ③ 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成
- ④ 広報啓発活動の強化
- ⑤ 関係機関による相談体制の充実
- ⑥ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

戦略2：取締関係

- ・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
- ・水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止
- ・薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

- ① 組織犯罪対策の推進
- ② 犯罪収益対策の推進
- ③ 巧妙化する密売方法への対応
- ④ 末端乱用者に対する取締りの徹底
- ⑤ 正規流通への監督の徹底
- ⑥ 関係機関の連携強化
- ⑦ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
- ⑧ 密輸等に関する情報収集の強化
- ⑨ 密輸取締体制の強化・充実
- ⑩ 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化
- ⑪ 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画
- ⑫ 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進

戦略3：治療関係

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- ① 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実
- ② 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化
- ③ 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実
- ④ 青少年の再乱用防止対策の充実強化
- ⑤ 民間団体等との連携強化
- ⑥ 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

岡山県における『第四次薬物乱用防止五か年戦略』推進計画

平成27年度実施結果

◆印は、平成27年度新たに取り組んだ事業である

戦略1：啓発関係

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

① 学校等における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 厚生労働省が作成した冊子「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」子どもたちを薬物乱用から守るために」を市町村教育委員会等を通じて、県下全小学校6年生の家庭に配布した。 (配布部数: 20,000部)
- ◇ 厚生労働省・文部科学省が作成した冊子「薬物について誤解をしていませんか? ?」を県下の高校3年生に対して配布した。 (配布部数: 20,000部)
- ◇ 医薬安全課・保健所職員及び岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員により薬物乱用防止教室を開催した。
(開催回数: 38回、参加者: 6,210人)
- ◇ 薬物乱用防止指導員のうち中心的役割をはたしている中堅者を養成するため、厚生労働省が開催する「薬物乱用防止中堅指導員研修会」に岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会から2名を派遣した。
- ◆ 冬休み前に、危険ドラッグや大麻の危険性を周知するチラシを県下の全中・高校生に対し配布した。
(配布部数: 110,000部)

【県教育庁保健体育課】

- ◇ 教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、発達段階に応じた薬物乱用防止教育に取り組むよう指導した。
- ◇ 学習指導要領における薬物乱用防止教育に関する内容について、各種の教職員研修等で周知を図った。
- ◇ 全ての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を、また、地域の実状に応じて小学校においても薬物乱用防止教室を開催するよう指導した。
(平成27年度薬物乱用防止教室開催状況 小学校 78.2%、中学校 100%、高等学校 100% ※公立)
- ◇ 県下の教職員を対象に、薬物乱用防止教室における指導者育成のため、薬物乱用防止教育研修会を開催した。
(H27.6.22,24 岡山県総合教育センター 県下の小・中・高・特別支援学校の教諭等 552名参加)
- ◇ 文部科学省、厚生労働省発行の資料を各学校、市町村教育委員会に配布し、それらを活用し、各校における指導を発達段階に応じてより効果的に行うよう指導した。
- ◇ 保護者、地域等への啓発についても、学校保健委員会や参観日等、あらゆる機会を利用して行うよう依頼した。

【県警本部少年課】

- ◇ 薬物乱用防止広報車を運用し、薬物乱用防止教室等で積極的活用を図った。
平成27年度中の薬物乱用防止広報車活用数は20回(小学校8回、中学校6回、高等学校3回、その他3回)であった。
- ◇ 薬物乱用防止等の冊子、チラシを配布した。
- ◇ 覚醒剤乱用防止DVD・ビデオテープ合計34種類貸し出し、薬物乱用防止教室等に効果的に活用した。
- ◇ 「心と命の教育活動」の一環として、小・中・高等学校に警察官等を派遣して、薬物の有害性や蔓延状況等

通常の講話等に加え、実例を挙げて、薬物使用の危険性や生命の大切さを教示する薬物乱用防止教室を開催した。

平成27年度中の薬物乱用防止教室は126校（小学校62校、中学校43校、高等学校18校、支援学校3校）で開催した。

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 薬物乱用防止広報用パンフレット「白い悪魔の実態」（40,000部）を作成配布した。
- ◇ 薬物乱用防止広報用ポスターを6,000枚作成配布した。
- ◇ 薬物乱用防止パンフレット「薬物乱用のない社会を」を中学校・高校・大学等の学校関係者に1,224冊配布した。
- ◇ 若年層を対象とした薬物乱用等防止広報啓発用DVD2本（NO!GUNS NO!DRUGS～知って下さい！銃器・薬物の脅威～）（ドラッグ勧誘のテクニックその手口と対応策）を会議、会合や薬物乱用防止教室等で上映した。
- ◇ 県内の中学校、高校、短大、大学等に対し、薬物乱用防止教室又は、薬物乱用防止啓発活動を行い、啓発活動を実施した。

【県保健福祉部医薬安全課、県教育庁保健体育課、県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 県下高校生から薬物乱用防止に係るポスター図案を募集し、その優秀作品を用いてパンフレット、ポスター等を作成した。ポスターは、コンビニエンスストア、カラオケボックス等に掲示した。
(ポスター応募者数：34点)

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 管内の高校生、大学生及び教職員等を対象とした薬物乱用防止教室等において、現役麻薬取締官による危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の弊害等に係る講演を実施した。（対象者約1,600名）
- ◇ 薬物乱用防止指導員に対する研修等において、その指導に必要な専門知識の普及に努めるべく、約200名の受講者に対して講演を実施した。

【水島・宇野税關支署】

- ◇ 職員が地元中学校において、覚醒剤などの不正薬物の恐ろしさ等についての出前授業を実施した。
(小学校2校、中学校16校、受講者4,237人)

【岡山県精神科医療センター】

- ◆ 岡山県立天城中学校2年生生徒、保護者、教諭など約120名を対象に、薬物の害についてのみならず、依存症についての講演を実施した。

② 有職・無職少年に対する啓発の推進

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 県下9地区の覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会では、各地区ごとにJR駅前広場、ショッピングセンター等若者が集いやすい場所で、それぞれ趣向を凝らした街頭キャンペーンを展開し、有職・無職少年等に対し啓発を行った。（啓発対象人数：13,560人）

- ◇ 10月から11月の2か月間を「麻薬・覚醒剤乱用防止運動強化月間」として、有職・無職少年を含む青少年を対象に県下でポスター・パネル展等を開催した。（開催箇所：16カ所）
- ◇ 少年サポートセンター、青少年ホーム等の協力を得て「薬物乱用防止啓発読本」を配布した。
(送付部数：2, 700部)

【県警本部少年課】

- ◇ 岡山県警察少年サポートセンター（岡山、倉敷、津山ブロック）が各警察署、少年警察ボランティア等と連携した積極的な街頭キャンペーンを実施した。

③ 家族や地域における薬物根絶意識の醸成

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 県下9地区の岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会では、各地区ごとにJR駅前広場、ショッピングセンター等若者が集いやすい場所で、それぞれ趣向を凝らした街頭キャンペーンを開催した。
(啓発対象人数：13, 560人)
- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域社会で指導等を行うために参考とする「指導者用手引き書」を作成した。（作成部数：500部）
- ◇ 県下1会場（岡山市内）で、岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員を対象として、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについての研修会を開催した。（参加指導員数：127名）
- ◇ 岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会が実施する街頭キャンペーン等において、県警が所有する薬物乱用防止広報車、啓発用ぬいぐるみ（ダメ。ゼッタイ君）等の啓発資材を活用した。
- ◇ 10月から11月の2か月間を「麻薬・覚醒剤乱用防止運動強化月間」として、県下でポスター・パネル展等を開催した。（開催箇所：16カ所）
- ◇ 4月から7月までの4か月間を不正大麻・けし撲滅運動月間として、けし耕作者への指導、県下の自生けし等の発見除去及びパンフレット配布等広報活動を実施した。
- ◆ 「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を周知するチラシを作成し、危険ドラッグに対する注意喚起を行った。（配布部数：43, 500枚）

【県警本部少年課】

- ◇ 岡山県警察少年サポートセンター（岡山、倉敷、津山の3ブロック）を活動の拠点として、少年補導員等と学校教諭及び少年警察ボランティアとの緊密な連携により、街頭補導の強化を図った。※薬物関係の補導なし

④ 広報啓発活動

【県総務部総務学事課】

- ◇ 私立学校の生徒並びに教職員への資料配付等によって根絶意識の醸成に努めた。

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 県下9地区の岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会では、各地区ごとにJR駅前広場、ショッピングセンター等若者が集いやすい場所で、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間（6/20～7/19）中にそれぞれ趣向を凝らした街頭キャンペーンを開催した。（啓発対象人数：13, 560人）

- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域社会で指導等を行うために参考とする「指導者用手引き書」を作成した。（作成部数：500部）
- ◇ 県下1会場（岡山市内）で、岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員を対象として、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについての研修会を開催した。（参加指導員数：127名）
- ◇ 岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会が実施する街頭キャンペーンにおいて、県警が所有する薬物乱用防止広報車、啓発用ぬいぐるみ（ダメ。ゼッタイ君）等の啓発資材を活用した。
- ◇ 10月から11月の2か月間を「麻薬・覚醒剤乱用防止運動強化月間」として、県下でポスター・パネル展等を開催した。（開催箇所：16カ所）
- ◆ 平成27年4月施行の「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」制定記念県民大会を開催した。
(平成27年6月3日 さん太ホールで開催、638名参加)
- ◇ 4月から7月までの4か月間を不正大麻・けし撲滅運動月間として、けし耕作者への指導、県下の自生けし等の発見除去及び広報活動を実施した。（平成27年度自生けしの抜取本数：11, 231本）
- ◇ （公財）岡山県薬業会館から寄贈されたウェットティッシュ等、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターから購入したDVD等の啓発用資材を各保健所に配布し、啓発活動に活用した。
- ◆ 「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を周知するチラシを作成し、危険ドラッグに対する注意喚起を行った。（配布部数：43, 500枚）
- ◇ （一社）岡山県タクシー協会、（一社）岡山県薬剤師会等と連名で、薬物乱用防止啓発用ステッカー（危険ドラッグは買わない、使わない、かかわらない）を作成し、当協会登録の全タクシーに貼付することにより、広く周知した。（作成枚数：3, 600枚）

【県教育庁保健体育課】

- ◇ 岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員協議会へ参加し、学校教育の取組について啓発した。

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ ライオンズクラブ国際協会336B地区が主催した薬物乱用防止広報啓発活動を岡山県・岡山県教育委員会等と共に後援し、6月7日表町商店街を約400名でパレードし、通行人等に薬物乱用防止を訴えた。
- ◇ 薬物事犯初犯者及び希望する家族に対し、薬物乱用による弊害、薬物依存症について分かりやすく記載された冊子「相談してみませんか」を閲覧させ、希望者に対しては配布するなど啓発活動を実施した。
- ◇ ソーシャルメディアネットワークを活用した薬物乱用防止啓発活動の実施
平成24年から運用を開始した県警Facebook(フェイスブック)において薬物乱用防止に関する記事をアップデートし、ソーシャルメディアネットワークを活用した広報啓発活動を展開した。

【県警本部少年課】

- ◇ 岡山県警察少年サポートセンター（岡山、倉敷、津山ブロック）が各警察署、少年警察ボランティア等と連携した積極的な街頭キャンペーンを実施した。

【水島・宇野税關支署】

- ◇ JR駅前等において、海上保安部、警察署、保健所等の関係機関と合同で、一般市民に薬物撲滅及び情報提供の協力などを呼びかけることを目的とした街頭キャンペーンを実施した。

【水島海上保安部】

- ◇ 関係機関と合同で街頭キャンペーンを実施した。また、「JFE 祭り（11月）」、の行事を利用して、一般市民に広報啓発を行った。
- ◇ 海上保安官連絡所・漁協・マリーナ等を巡回して、密輸・密航水際阻止に関する、情報提供を呼びかけた。

【玉野海上保安部】

- ◇ 5月に開催された「たまの港フェスティバル」等の行事を利用し、一般市民に広報啓発を実施するとともに年末特別警戒（12月）を中心に、海上保安官連絡所及び海上保安協力員並びに海事関係業者等を巡回して、情報の提供依頼を行った。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 広島市内にて開催された「ダメ。ゼッタイ。626ヤング街頭キャンペーン」において、薬物乱用防止の徹底を訴えた（6月）。
- ◆ 広島拘置所矯正展（ひろこうフェスタ）において専用ブースを開設し、啓発ゲーム等の活用により、その来場者に向けた薬物乱用防止啓発活動を実施した（10月）。

【岡山刑務所】

- ◇ 未決拘禁区に昨年度に続き、「薬物依存」、「家族を依存症から救う本」、「ダルクの日々」、「危険ドラッグ」、「東京ドラッグライフ」、「脱法ドラッグの罠」、を貸与用書籍として各6冊追加整備し、自由に閲覧できるようにした。
希望者には、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を貸与し、閲覧できるようにした。平成27年度は10件貸与した。
- ◇ 薬物乱用防止を啓発するポスターを体育館アリーナに掲示した。

【岡山少年院】

- ◇ 薬物乱用防止を啓発するポスターを、庁舎玄関ロビーに掲示した。
- ◇ 薬物乱用防止を啓発する冊子を、面会待合室に設置した。

【岡山少年鑑別所】

- ◇ 薬物乱用防止に係るポスターを掲示した。
- ◇ 面会待合室に青少年やその家族向けの薬物乱用防止に係るパンフレット等を整備した。

⑤ 関係機関による相談体制の充実

【県県民生活部男女共同参画青少年課】

- ◇ 岡山県青少年総合相談センター
青少年に関する非行など各種の問題について、青少年やその保護者などから相談に応じた。

〈相談窓口一覧〉

- | | |
|-------------|------------------|
| ・総合相談窓口 | ・教育相談 |
| ・進路相談 | ・子どもほっとライン |
| ・すこやか育児テレホン | ・ヤングテレホン・いじめ110番 |

【県保健福祉部子ども未来課・各児童相談所】

◇ 児童相談所

青少年の悩み、非行など各種の問題について、家庭その他からの相談に応じた。

平成27年度の非行の相談対応件数は、167件であった。

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◆ 相談窓口一覧を記載したカード広告を作成し、コンビニエンスストア、パチンコ店、カラオケボックスのトイレなど個人的に手に取りやすい場所へ設置した。（配布枚数：20,000枚）

◇ 覚醒剤等薬物相談窓口

覚醒剤のほか、麻薬、向精神薬等薬物の依存者やその家族からの相談に応じた。

（平成27年度相談件数：79件）

【精神保健福祉センター】

◇ 薬物相談窓口

医師・相談員等により、薬物依存・中毒者やその家族から治療等の専門的な相談に応じた。

平成27年度の相談件数は実3件、延べ3件であった。

【県警本部組織犯罪対策第一課】

◇ 覚醒剤110番

平成27年中の覚醒剤110番の受理件数は51件（前年37件）であり、同通報を端緒に覚醒剤乱用者1名を検挙した。（前年検挙3人）

薬物事犯初犯者及び乱用者の家族に対し、全国の薬物乱用問題に関する相談電話及び家族会、行政施設、回復支援施設の連絡先が記載された冊子「相談してみませんか」を閲覧させ、希望者に配布するなど相談体制の周知に努めた。

【県警本部少年課】

◇ ヤングテレホン・いじめ110番

◇ ヤングメール

当該電話相談及びメール相談において薬物乱用にかかる相談を受けた場合は、内容に応じて所轄警察署並びに関係機関等に引継ぎ、保護者及び少年に対して指導を実施することとしている。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

◇ 麻薬覚醒剤相談電話082-228-8974（やくなし）

平成27年度中、乱用者やその家族等から35件（管内集計）の相談電話を受理し、相談内容、相談者の意向に応じた適切に対応した。

【岡山少年鑑別所】

- ◆ 平成27年6月に施行された少年鑑別所法に基づく「地域援助活動」として、「おかやま法務少年支援センターみしま心の相談室」を開設し、薬物問題を含む非行・犯罪の防止について、情報提供や助言等を行う体制を整えた。

086-281-1112（みしま心の相談室専用電話）

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ 多職種チームにより、薬物依存者を抱える当事者とその家族に対して相談に応じた。
- ◆ 依存症治療支援に携わる中国四国地方の関連機関を対象に、研修会を開催した。3件開催し、参加者延べ人数は、約230名であった。
- ◇ 各種講演・研修講師を受けた。

⑥ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 医薬安全課・保健所職員及び岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員により薬物乱用防止教室を開催した。
(開催回数：38回、参加者：6, 210人)
- ◇ (公財)岡山県薬業会館から寄贈されたウェットティッシュ等の啓発用資材を各保健所に配布し、啓発活動に活用した。
- ◆ 「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を周知するチラシを作成し、危険ドラッグに対する注意喚起を行った。 (配布部数：43, 500枚)

【県保健福祉部医薬安全課】

- ◆ 冬休み前に、危険ドラッグや大麻の危険性を周知するチラシを県下の全中・高校生に対し配布した。
(配布部数：110, 000部)
- ◇ (一社)岡山県タクシー協会、(一社)岡山県薬剤師会等と連名で、薬物乱用防止啓発用ステッカー（危険ドラッグは買わない、使わない、かかわらない）を3,600枚作成し、当協会登録の全タクシーに貼付することにより、広く周知した。
- ◆ 平成27年6月3日、さん太ホールにおいて「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」制定記念県民大会を開催し、危険ドラッグ追放宣言を行うなど広く周知した。

戦略2：取締関係

- ・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
- ・水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止
- ・薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

① 組織犯罪対策の推進

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 各署間での積極的な情報交換を行うと共に他府県警察、税関、海上保安庁と活発な情報交換を行い、共同・合同捜査体制を構築して、暴力団関係者が全国規模で暗躍する大掛かりな覚醒剤密輸・密売組織や、危険ドラッグ卸元業者、県内の大麻乱用者グループを摘発する等、薬物密輸・密売ルートを壊滅し供給源を遮断した。

② 犯罪収益対策の推進

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 徹底したマネロン捜査により、犯罪収益を特定し、覚醒剤密売人に対し麻薬特例法第6条（薬物犯罪収益隠匿）を徹底するとともに、犯罪者に対しても、同法違反（薬物犯罪収益隠匿）帮助を適用した。

【入国管理局岡山出張所】

- ◇ 平成27年中に岡山空港においては、3人の外国人に対して入国を拒否したが、薬物に関連した事案はなかった。
- ◇ 平成19年11月から我が国に上陸しようとする外国人に個人識別情報（指紋、顔写真）の提供を義務付けており、テロリストや、上陸拒否期間中の外国人等の入国を阻止するため厳格な審査を実施している。
- ◇ 平成22年1月から本邦に上陸する乗員上陸の許可を受けた外国人について、乗員上陸許可書の携帯・提示義務のほか、顔写真が添付されている旅券又は乗員手帳の携帯・提示義務を課し、不審者に対し警察等から職務質問があったとき、すぐに身分事項が判明できるようになっている。

【水島・宇野税関支署】

- ◇ 外国貿易船等の外航船舶に対する船内検査や船舶乗組員及び訪船者に対する検問を実施した。
- ◇ 海上保安部、警察等関係機関との情報交換、合同取締りを実施し、協力体制の強化を図った。

【水島海上保安部】

- ◇ 警察・税関等関係機関との情報交換、捜査協力のための体制を強化し、外航船舶の合同サーチ・監視等を実施した。
- ◇ 中国・韓国等ぐる犯地域から管内に入港した外航船に対する立入検査を強化するとともに、ぐる犯船に対しては入港から出港までの間、監視等を実施した。
- ◇ 平成27年12月に税関・警察と合同で、水島港において覚せい剤（約6キロ）を密輸した外国人4名を検挙した。

【玉野海上保安部】

- ◇ 警察・税関等関係機関との情報交換、捜査協力のための体制を強化し、外航船舶の合同サーチ、監視等を実施した。
- ◇ 中国・韓国等ぐる犯地域から管内に入港した外航船に対する立入検査を強化するとともに、ぐる犯船に対しては監視等を実施した。

③ 巧妙化する密売方法への対応

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ インターネットを通じて全国の危険ドラッグ販売店に危険ドラッグを販売していた卸元業者を摘発した。

④ 末端乱用者に対する取締りの徹底

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 平成27年中、薬物末端乱用者に対する取締りを徹底し、密売人を含む173人（男性144人、女性29人）を検挙し、乱用者の拡大防止に努めた。
- また、危険ドラッグ卸元業者等指定薬物事犯（未承認医薬品を含む）で乱用者を含む8人を検挙した。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 山陰地方の大麻乱用者グループによる大麻事犯、麻薬LSD事犯を摘発すると共に、その後の突上げ捜査により、その密売人3名を含む計10名を検挙した。
- また、仲介人を通じ、中国から輸入された指定薬物含有製品「RUSH」の合成キットを入手した後、当該「RUSH」を製造・使用していた者1名を検挙した。

【水島・玉野海上保安部】

- ◇ 海上における末端乱用者の存在を念頭に置きつつ、各種取締りを実施した。

⑤ 正規流通への監督の徹底

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◇ シンナー等販売業者に対する立入検査等を実施し、シンナー等の適正な保管・管理、譲渡手続の励行等を強く指導した。
- ◇ 麻薬診療施設等に対する立入検査を実施した。
(監視件数 麻薬関係業務施設：276件、向精神薬関係業務施設：312件)
- ◇ 「麻薬取扱いの手引き」「麻薬管理マニュアル」を公開した岡山県における『麻薬取扱者のページ』を医薬安全課ホームページに掲載して医療機関等の関係者に周知し、違反や事故の発生等の防止を図った。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 平成27年度中、管内の麻薬取締員の協力を得る等して、医療用麻薬、向精神薬、覚せい剤原料等を取り扱う製造元、診療施設・薬局等の関係業務所約140施設に対し、各法令に基づく立入検査を実施し、このうち不適切な取扱いが見られた施設に対しては指摘のうえ改善を求めた。
- ◆ 管内麻薬取締員の協力要請を受け、偽造処方せんを用いた向精神薬の不正入手事犯の摘発を行った。

⑥ 関係機関の連携強化

【中国四国厚生局麻薬取締部・各関係取締機関】

- ◇ 鳥取県米子市において、法務省、警察庁、財務省、海上保安庁、米国D E A等の関係機関から実務担当者を招聘し、中国地区麻薬取締協議会を開催し、今後の連携に向けた薬物犯罪情勢・取締状況等に関する情報交換・共有を行った（6月）。
- ◇ 中国四国管内（計9県）の麻薬取締員計18名を対象に、医療麻薬事犯等の捜査実務能力の向上を目的とした実務者研修を当部主催にて実施した（7月）。
- ◇ 要請を受け、関係機関（自衛隊等）の職員に対する薬物犯罪及び取締の実情等に係る研修を実施した。

【水島・宇野税関支署】

- ◇ 平成27年11月26日、水島税関支署、宇野税関支署、岡山地方検察庁、岡山県警察、水島海上保安部、玉野海上保安部、広島入国管理局、岡山県など関係機関の代表約40人の出席を得て、密輸出入取締対策岡山地区協議会を開催し、違法薬物など密輸の水際阻止に向けた取締状況などについて報告、意見交換を行うとともに、協力体制の一層の充実を図った。

⑦ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◆ 「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」に基づき、知事指定薬物として26物質を指定した。

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 平成27年度中、危険ドラッグに関する指定薬物等事犯で卸元業者等8人（卸元業者3人、乱用者5人）を検挙した。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◆ 危険ドラッグ販売の多様化、巧妙化（店頭販売からインターネット販売等）が進む状況を受け、平成27年2月から全国の麻薬取締部に新設された指定薬物対策チームにより販売業者の監視強化が図られ、その確認に際しては、速やかなる販売サイトの削除要請、買取検査を活用した販売業者の摘発に努めている。

この取り組みにより、当管内では岡山市内に拠点を置く危険ドラッグ販売サイトの確認に至り、直ちに買取りを実施したが、同製品から指定薬物の含有が認められなかつたため、岡山県警へ情報提供等を行った結果、同県警の取締により当該サイトは閉鎖された。

⑧ 密輸等に関する情報収集の強化

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 各種会議・会合等の機会を通じて当課編集発行による薬物乱用防止広報パンフレット「白い悪魔の実態」等の広報資料の幅広い配布、覚醒剤110番、相談業務等を通じて密輸情報の入手に努めている。
- ◇ 神戸税関水島税関支署、宇野税関支署、水島海上保安部、玉野海上保安部との連携を強化し、不審船等の情報を収集し、密輸情報の入手に努めた。神戸税関水島税関支署、水島海上保安部との合同捜査により水島港において覚醒剤約6キログラムを密輸入した外国人4名を検挙した。

【水島・宇野税関支署】

- ◇ 街頭キャンペーンや講演会、税関ホームページにおいて、税関密輸ダイヤル「フリーダイヤル0120-461-961」のPRを行うとともに、荷役業者、船舶代理店、保税蔵置場等の関係業界及び漁協組合等に対し不審な船舶、貨物、人物等にかかる情報提供の協力要請を図った。
- ◇ 密輸取締関係機関との協力体制の緊密化及び水際での検挙に資するため、関係機関主催の会議へ出席し、情報交換を行った。
- ◇ 不審船舶、不審人物等の情報収集を強化するため、税関協力員等に対し「税関協力員だより」を定期的に発行するとともに、意見交換会を開催し情報提供依頼を行った。
- ◇ 要注意地域から入港した船舶の船長等からヒアリングを行い、情報収集に努めた。

【水島・玉野海上保安部】

- ◇ 海上保安官連絡所、海上保安協力員、船舶代理店、漁業協同組合等の巡回を強化し、不審船、挙動不審者（乗組員）等にかかる情報の提供を依頼した。

【玉野海上保安部】

- ◇ 平成21年6月11日、岡山県旅客船協会及び玉野海上保安部により、岡山県旅客船協会海上監視ネットワークを設立したことから、同ネットワークを利用した情報収集を強化するべく、不審船舶・不審事象に対する早期の情報提供を依頼した。

⑨ 密輸取締体制の強化・充実

【県警本部組織犯罪対策第一課、水島税関支署】

- ◇ 水島税関支署、宇野税関支署、玉野海上保安部、水島海上保安部との情報交換により、特定の外国船に対する監視を強化した。

【水島・宇野税関支署】

- ◇ 海上保安部、警察等関係機関との情報交換を積極的に行うとともに取締体制の構築を図った。
- ◇ 薬物及び銃器取締強化期間（平成27年5月7日～31日、10月1日～15日）及び年末特別警戒期間（平成27年12月9日～18日）を設け集中取締を実施した。
- ◇ 地方港別に密輸リスクを判定し、リスク度の高い地域を重点に取締体制を強化した。また、洋上瀬取りが行われる可能性の高い海域、離島及び不開港等に対し、監視艇を活用し海陸両面からの巡回等を行った。
- ◇ 航空機旅客の携帯品検査について、近隣空港支署の応援により取締りの強化を図った。
- ◇ 外国貿易船等の外航船舶に対する船内検査、航空機旅客の携帯品検査及び商業貨物検査等において、麻薬探知犬やX線検査装置等の検査機器を積極的に活用した取締りを実施した。
- ◇ 海上コンテナ貨物に対し、大型X線検査装置を積極的に活用し、輸出入貨物検査の強化を図った。

【水島・玉野海上保安部】

- ◇ 水際取締を強化する関係機関との連絡体制を強化し、洋上での薬物の受け渡しが行われる可能性の高い離島周辺及び地方港湾周辺海域における巡視警戒を実施するとともに関係機関と協力し監視等の取締を実施した。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◆ 危険ドラッグに係る水際対策の一環として、平成 27 年 2 月から財務省関税局（税関）と厚生労働省（麻薬取締部）との連携により、密輸入された指定薬物疑義物品に対する「検査命令」（販売店舗対策の一手段）の適用により、徹底した取締を実施している。

この取り組みにより、当管内でも当該物品の個人輸入を企てた管内在住の輸入者に対して検査命令を発動した。

（7 月）

⑩ 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 神戸税関水島税関支署及び宇野税関支署、海上保安庁水島海上保安部・玉野海上保安部との連携・情報交換を密に行うと共に、合同サーチを行うなど合同・共同捜査を積極的に展開し、水島港における覚醒剤密輸入事件の検挙に結実させたほか、国内荷受け側組織の実態解明に努めた。
- ◇ 外国船の入港する港や漁港等を管轄する警察署において情報収集及び不審船等の監視体制を強化した。
- ◆ 他県警・税関・海上保安庁・麻薬取締部と合同により、東シナ海上で覚醒剤約 100 キログラムを瀝取りし、鹿児島県徳之島に密輸した神戸山口組傘下幹部ら 5 人を検挙した。

【水島・宇野税関支署】

- ◇ 水島・玉野海上保安部、県警本部等と連携して外国貿易船に対する船内検査等を実施し、取締りの強化を図った。

⑪ 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

【県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間中（6 月 20 日～7 月 19 日）に国連支援募金活動に協力し、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体（N G O）の活動資金として国連を通じて支援した。
(平成 27 年度募金額：492,608 円)

【水島・宇野税関支署】

- ◇ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報収集・分析等を行っている。

戦略3：治療関係

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

① 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 徳島市において、薬物中毒者対策担当者の相互連携を一層強化して薬物中毒対策の推進を図るため、精神保健指定医や保護司及び関係機関の出席を得て中国四国地区薬物中毒対策連絡会議を開催した。（9月）

【県保健福祉部健康推進課】

- ◇ 依存症（薬物を含む）の治療及び回復支援を目的として、岡山県精神科医療センターを「依存症治療拠点機関」として指定し、依存症治療拠点機関設置運営事業を実施した。

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ 薬物依存症に対する入院・外来・訪問治療支援を行った。143名の受診を受けた。
- ◇ 入院・外来治療プログラムとして、運動療法、ひといき（マインドフルネスプログラム：集団・個別）、STEM・ポケットトーチ（ともにMatrix Modelを参考：集団・個別）を行った。

② 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 全国の麻薬取締部にて、平成23年度より開始した再乱用防止対策プログラム（対象：取締部が検挙した者の中初犯等により保護観察処分の対象とされなかった者、その家族等）につき、当部対象者7名に対して実施した。

【岡山刑務所】

- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）において、法務省計画により整備された教材「リカバリー・ポイント」（認知行動療法の考え方に基づいて作成）を使用・実施し、「リカバリー・ポイント計画書」を作成させた。
- ◇ 薬物依存対象者のカウンセリングを行うため、処遇カウンセラー1名を非常勤職員として採用し、特別改善指導受講中の者のカウンセリングに従事させた。
- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）のカリキュラムの単元「釈放後の生活」の指導時、岡山保護観察所から統括保護観察官1名の派遣を受けて、仮釈放中の者に保護観察所が行う薬物依存離脱指導について講義を設けた。

【岡山保護観察所】

- ◇ 覚醒剤事犯により保護観察中の成人対象者に対し、保護観察期間6月以上の者に対し覚醒剤事犯者処遇プログラムを実施したほか、保護観察対象者の同意に基づく簡易薬物検出検査の実施により、断薬意志を助長するなどの保護観察処遇を展開した。
- ◇ 平成27年6月4日、同年11月5日、平成28年2月4日、覚醒剤事犯者に係る引受人懇談会を実施し、岡山県精神科医療センターの作業療法士、看護師、岡山ダルク及び岡山家族会びあのスタッフの協力を得て、薬物依存症についての正しい知識を求めたほか、当事者本人との接し方などについて理解・協力を依頼した。

◇ 平成28年1月26日、精神科医療センター、精神保健福祉センター、保健所、ダルク、家族会、更生保護施設等関係機関団体等を招き、薬物依存からの回復のための地域支援連絡協議会を開催し、各機関の取り組み状況について情報交換すると共に、引受人会の運営と薬物依存者に対する支援体制の在り方について協議した。

【岡山少年鑑別所】

◇ 鑑別を通じて、薬物乱用に至った在所者の問題について分析し、社会復帰に向けた支援の指針を示した。大麻取締法違反による入所が6名、覚せい剤取締法による入所が1名あった。

◆ 平成27年6月に施行された少年鑑別所法に基づく「地域援助活動」として、「おかやま法務少年支援センターみしま心の相談室」において、刑務所、少年院からの出所者、その家族及び支援者等からの相談に応じる体制を整えた。

【岡山少年院】

◇ 本件非行が薬物である少年や、薬物使用に親和的な少年を対象に、薬物の害悪を理解させるとともに、薬物乱用から立ち直り、社会の一員として健全な生活を送る決意を固めさせることなどを目的とした指導を行った。

【岡山労働局】

◇ 刑務所等矯正施設の出所者等に対して、刑務所出所者等就労支援事業を活用した就労支援を図った。

【岡山県精神科医療センター】

◇ 当センター利用者に対して、各関連機関との連携も通して、社会復帰支援を行った。

③ 薬物乱用者の家庭への相談体制・支援等の充実

【岡山県精神科医療センター】

◇ 毎月第1・3土曜日の午前中に、家族向け依存症回復支援プログラム（ひだまりの会）を開催した。のべ約120名の参加があった。

【岡山刑務所】

◇ 面会人待合室に、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を設置し、自由に閲覧できるようにした。

【県警本部組織犯罪対策第一課】

◇ 全国の精神保健福祉センター、家族会、民間の薬物依存症者の回復支援施設、自助グループ、相談電話等記載された冊子「相談してみませんか」を検挙被疑者及び希望家族に配布し、相談先等の連絡先を周知させた。

【岡山少年鑑別所】

◇ 面会人待合室に、青少年やその家族向けの薬物乱用防止に係るパンフレット等を設置し、保護者等の面会人が自由に閲覧できるようにした。

④ 青少年の再乱用防止対策の充実強化

【県民生活部男女共同参画青少年課、県保健福祉部医薬安全課・各保健所】

◇ シンナー等販売業者に対する立入調査等を実施することによりシンナー等の知情販売抑止を強力に推進した。

【県警本部組織犯罪対策第一課】

- ◇ 平成27年中、少年による覚醒剤事犯で2名（前年0人）、大麻事犯で8人（前年3人）を検挙している。

【岡山保護観察所】

- ◇ 薬物の非行により保護観察に付された少年に対し、個別処遇の実施を通して、薬物の弊害に対する認識を求めた。

【岡山少年鑑別所】

- ◇ 毎週1回程度、在所者に対して薬物乱用防止を啓発するVTRを視聴させるなどし、健全な育成のための支援を行っている。
- ◇ 薬物乱用防止に関する青少年向けの書籍を整備し、在所者に貸し出せるようにしている。

【岡山少年院】

- ◇ 本件非行が薬物である少年や、薬物使用に親和的な少年を対象に、薬物の害悪を理解させ、再び薬物を乱用しない決意を固めさせることなどを目的とした指導を行った。
- ◇ 平成24年度から、「矯正教育プログラム（薬物非行）」がスタートし、とりわけ薬物に対する依存等がある者を、重点指導施設に移送し、約3か月に渡ってプログラムを集中的に受講させるものであり、平成27年度においては、当院から1名を移送し、プログラムを受講させた。また、平成27年度から、特定生活指導として、薬物事犯の少年から選定して薬物非行防止指導（J.MAAP）を開始した。

⑤ 民間団体等との連携強化

【岡山刑務所】

- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）実施時、鳥取ダルク及び岡山ダルクから、常時2名の派遣を受け、単元の内容に即した具体的な体験談を話していただき、社会の中で薬物依存離脱を継続していくことの困難さについて、受講中の受刑者に危機感を抱かせることができた。
- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）実施時、本来のカリキュラム以外に、ダルクから派遣された者の司会で模擬NAミーティングを2回体験させた。

【岡山少年鑑別所】

- ◆ 平成27年6月に施行された少年鑑別所法に基づく「地域援助活動」として、「おかやま法務少年支援センターみしま心の相談室」において相談に応じる中で、関係機関との連携を図っている。

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ 毎週水曜日の午後、メッセージミーティングを岡山ダルクと協力し開催した。
- ◇ 当センター利用者の治療支援の一環として、岡山ダルクと連携した。

⑥ 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

【県保健福祉部医薬安全課】

- ◇ 国立精神・神経センター等からの薬物乱用・依存に関する意識・実態調査等の調査協力は無かった。

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ インターネット治療ツールである e-SMARPP の研究開発に協力した。
- ◇ 「薬物依存症の家族がもつ多様なニーズを満たすための家族教育プログラムの開発に関する研究」に協力した。

岡山県における『第四次薬物乱用防止五か年戦略』推進計画 平成28年度実施計画

◆印は、平成28年度新たに取り組む事業である

《戦略1：啓発関係》

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

① 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

(1) 学校の教育活動全体を通じて、薬物乱用防止に関する指導を行い、児童生徒に薬物乱用防止に係る規範意識を身につけさせるための指導の充実を図る。

- ◇ 「体育」・「保健体育」・「道徳」・「特別活動」における指導、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、発達段階に応じて薬物乱用防止に関する正しい知識と情報について指導をする。
- ◇ 児童生徒の実態を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、規範意識の高揚に努める。
- ◇ 児童生徒会活動（保健委員会など）の自主的な活動の中で、薬物乱用防止に向けた意識の高揚を図る。
- ◆ ネット利用による違法薬物の購入を未然に防ぐため、スマートフォン等による適切なインターネットの活用の仕方を指導するとともに、スマホサミット等、児童生徒の主体的な活動を促進し、適切な意思決定や行動選択ができるよう、ライフスキル教育の充実も図る。

《県教育庁保健体育課・県教育庁義務教育課生徒指導推進室》

(2) 県内小学校・中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室を開催する。

- ◇ 全ての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催するよう指導する。また、小学校においても地域の実情と発達段階に応じた薬物乱用防止教室を開催するよう指導を行う。
- ◇ 専門家を招いての薬物乱用防止教室のほか、薬物乱用に造りの深い教員を活用した薬物乱用防止教室の開催を引き続き推進するとともに、危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等も含め、効果的な指導の充実について指導を行う。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 小・中・高等学校に警察官等を派遣し、薬物の害悪性や蔓延状況等通常の講話に加え、実例を挙げて、薬物使用の危険性や生命の大切さを教示する薬物乱用防止教室等を推進する。

《県警本部少年課》

- ◇ 県下の小・中・高生を対象に薬物乱用防止を目的に出前授業を開催する。

《水島・宇野税關支署》

- ◇ 県下の教育機関にて、薬物乱用防止および依存症についての講演を行う。

《岡山県精神科医療センター》

(3) 薬物乱用防止に関する指導に当たる教員の指導力の向上を図る。

- ◇ 薬物乱用防止教育についての内容を含む文部科学省共催の研修会へ、県下の小・中・高等学校の教諭等を派遣する。

- ◇ 県下の教職員を対象に、薬物乱用防止教育研修会を開催し、指導力の向上を図る。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 県学校警察連絡協議会等において、県警察本部等の協力を得て、薬物に関する専門的な知識や薬物乱用防止に関する教材などの情報を提供する。

《県教育庁義務教育課生徒指導推進室》

(4) 児童生徒の悩み・不安・ストレスを解消するために、教育相談等の生徒指導の機能を一層活用する。

- ◇ 担任等による定期的な教育相談だけに終わらず、児童生徒が、いつでも何でも相談できるような校内教育相談システムの充実を図る。
- ◇ 遊びやふれあいを通して、教職員と児童生徒の信頼関係、児童生徒同士の好ましい人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒一人一人が自己存在感を実感できる学校生活（心の居場所）となるように努める。

《県教育庁義務教育課生徒指導推進室》

(5) D V D ・パンフレットや副読本等の児童生徒用教材及び教師用指導資料の充実を図る。

- ◇ 「わたしの健康(小学生用)」、「かけがえのない自分でかけがえのない健康(中学生用)」、「健康な生活を送るために(高校生用)」、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(小学校編)(中学校編)(高等学校編)」、D V D 「未来があるから!～薬物に“No”という生き方を～(高校生用)」等の紹介、また、岡山県学校薬剤師会と連携し、岡山県学校薬剤師会作成の指導啓発資材等を紹介、活用し、学校での指導をより一層効果的に進める。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 県下高校生から薬物乱用防止に係るポスター図案を募集し、その優秀作品を用いてパンフレット・ポスター等を作成する。

《県保健福祉部医薬安全課、県警本部組織犯罪対策第一課、県教育庁保健体育課》

- ◇ 覚醒剤等薬物乱用防止啓発用D V D 、薬物標本セット等啓発資材の貸し出しを促進する。(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター等が作成する薬物乱用防止副読本等を各学校に配布する。

《県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 薬物乱用防止広報車を運用し、心と命の教室、薬物乱用防止教室等で積極的活用を図る。
- ◇ 薬物乱用防止教室で活用する教材等を作成する。
- ◇ 覚醒剤乱用防止を内容としたD V D ・ビデオテープ2 3種類の貸出しを促進する。
- ◇ 薬物に関する正しい認識を持たせるとともに、規範意識の醸成を図るためにには、早い段階で対策を講じることが不可欠であることから、中学校、高等学校のみならず小学校に対する薬物乱用防止教室の開催を推進し、薬物乱用防止広報車のほか、児童向けのアニメーション等を取り入れた広報啓発ビデオを積極的に活用する。

《県警本部少年課》

(6) 家庭・地域社会が一体となって薬物について学べるよう、その機会の提供や場の整備に努める。

- ◇ 厚生労働省が小・中学生の保護者を対象として作成する薬物乱用防止読本を、学校を通じ各家庭に配布する。
- ◇ 薬物乱用防止指導員の資質の向上を図ることを目的とした厚生労働省が開催する「中堅指導員養成研修」に岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員を派遣する。

《県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 現役麻薬取締官を学校や教職員等薬物乱用防止指導者層に係る研修会や各種団体等へ派遣し、その専門性を生かした麻薬・覚醒剤等規制薬物に関する正しい知識の普及及び規範意識の向上に努める。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

(7) 関係団体が積極的な役割を果たすよう協力を要請する。

- ◇ 学校保健委員会等を活用し、薬物乱用防止に関する保護者への意識啓発に努める。

《県教育庁保健体育課》

(8) 大学等に対し、再度学生への薬物乱用についての啓発及び指導の充実を促す。

- ◇ 大学等に対し、啓発及び指導の充実を促すとともに、啓発用資材の提供・貸出、講師派遣等により、薬物乱用防止に向けた取り組みを支援する。

《県保健福祉部医薬安全課・保健所、県警本部組織犯罪対策第一課》

② 有職・無職少年に対する啓発の推進

(1) 広報媒体等を積極的に活用し、有職・無職少年を含む青少年への薬物乱用防止啓発を推進する。

- ◇ 次の各薬物乱用防止に係る月間、運動中に広報・啓発活動を実施する。

○ 薬物乱用防止に向けた広報啓発活動強化期間〔6月～7月〕（県警本部組織犯罪対策第一課）

〈薬物乱用防止教室の開催、街頭キャンペーンの実施〉

○ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動〔6月20日～7月19日〕

（県保健福祉部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部）

〈街頭キャンペーン、国連支援募金活動等の実施〉

○ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動〔10月～11月〕

（県保健福祉部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部）

〈ポスター・パネル展等の開催等広報活動の推進、取締及び補導の強化〉

○ 青少年健全育成強調月間運動〔7月・11月・3月〕（県県民生活部男女共同参画青少年課）

〈街頭キャンペーン等の実施、街頭補導及び立入調査の強化、功労者の表彰〉

○ 社会を明るくする運動〔7月〕（岡山保護観察所）

〈ミニ集会の開催〉

《上記関係機関》

- ◇ 成人式、新入社員研修等若者が集まる多様な場所において、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施するよう努める。

- ◇ インターネット、テレビ、新聞、電光掲示板、広報資料等各種の広報媒体を活用し、青少年に対し薬物乱用防止についての広報活動を実施する。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

③ 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

(1) 薬物事犯に巻き込まれるおそれのある少年や薬物を所持している少年を早期に発見し、指導・補導する。

- ◇ 学校教員や少年警察ボランティア等との緊密な連携による街頭補導の強化を図る。

- ◇ 薬物乱用少年に対する継続補導を徹底し、再乱用の防止に努める。

《県警本部少年課》

- ◇ 薬物乱用少年の捜査により供給源を遮断する。

《県警本部組織犯罪対策第一課・少年課》

- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剤等薬

物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域において指導等を行うことにより、薬物根絶意識の醸成を図る。

- ◇ 県下400名の覚醒剤等薬物乱用防止指導員に対し、地域における予防啓発及び相談指導活動を充実するために必要な研修会を開催し資質の向上を図る。
- ◇ 県下9地区に設置されている覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会において、それぞれ、地域の実情に応じた街頭キャンペーン等を展開するなど薬物乱用防止に関する啓発を推進することにより、地域における薬物乱用の未然防止を図る。

《県保健福祉部医薬安全課》

④ 広報啓発活動の強化

- (1) 広報媒体を積極的に活用し、県民の薬物根絶意識の醸成に努める。

- ◇ 次の各薬物乱用防止に係る月間、運動中に重点的に広報活動を実施する。
 - 薬物乱用防止広報強化期間〔6月～7月〕（県警本部組織犯罪対策第一課）
〈薬物乱用防止教室の開催、街頭キャンペーン等の実施〉
 - 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動〔6月20日～7月19日〕
(県保健福祉部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部)
〈街頭キャンペーン、国連支援募金活動等の実施〉
 - 麻薬・覚醒剤乱用防止運動〔10月～11月〕
(県保健福祉部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部)
〈ポスター・パネル展等の開催等広報活動の推進、取締及び補導の強化〉
 - 不正大麻・けし撲滅運動〔4月～7月〕
(県保健福祉部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部)
〈けし耕作者への指導、自生けしの発見除去及び広報活動の推進〉
 - 年末特別警戒〔12月中旬〕（各海上保安部）
〈街頭キャンペーンの実施、広報活動の推進〉
 - 年末特別警戒〔12月中旬〕（各税関支署）
〈広報活動の推進〉
 - 薬物及び銃器取締強化期間〔10月〕（各税関支署）
〈街頭キャンペーンの実施、広報活動の推進〉
 - 青少年健全育成強調月間運動〔7月・11月・3月〕（県県民生活部男女共同参画青少年課）
〈街頭キャンペーン等の実施、街頭補導及び立入調査の強化、功労者の表彰〉
 - 社会を明るくする運動〔強調月間：7月〕（岡山保護観察所）
〈街頭キャンペーンの実施、ミニ集会の開催〉

《上記関係機関》

- ◇ 県下9地区に設置されている覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会において、それぞれ、地域の実情に応じた街頭キャンペーンを展開する。
- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域社会で指導等を行うために参考とする指導者用手引書を作成する。
- ◇ 県下400名の覚醒剤等薬物乱用防止指導員に対し、地域における予防啓発及び相談指導活動を展開するために必要な研修会を開催する。

《県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 啓発用パネル、DVD、薬物標本セット等啓発用資材の整備充実を図るとともに、積極的に活用し、効果的な予防啓発活動を展開する。

《県保健福祉部医薬安全課、各保健所》

- ◇ 海上保安部、警察署、保健所等の関係機関と合同で、一般市民に薬物撲滅や情報提供の協力を呼びかけることを目的とした街頭キャンペーンを実施する。
- ◇ 地域のロータリークラブ、ライオンズクラブ等に対し、職員による講演の実施案内を行い、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施する。

《水島・宇野税関支署》

- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員研修会」へ積極的に参加し学校教育の取組についての啓発をするとともに連携を強化する。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 私立学校の生徒並びに教職員への資料配布等により知識の普及を図る。

《県総務部総務学事課》

- ◇ 未決拘禁区在所者中、希望する者には、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を貸与し、閲覧できるようにしている。

《岡山刑務所》

- ◇ 面会待合室に、青少年やその保護者向けの薬物問題に関するリーフレット等を整備し、自由に閲覧できるようとする。

- ◇ 薬物乱用防止を啓発するポスターや冊子を、庁舎玄関ロビーや面会待合室に掲示・設置する。

《岡山少年院》

- ◇ 面会室等に、薬物乱用防止に係るポスターや冊子を掲示、設置する。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 関係機関と合同でチラシ、ティッシュの配布等啓発活動を実施する。

《水島・玉野海上保安部》

- ◇ インターネット、テレビ、新聞、電光掲示板、広報資料等各種の広報媒体を活用し、関係機関の役割に応じた広報活動を展開する。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

⑤ 関係機関による相談体制の充実

- (1) 公的に設置されている関係各相談機関の積極的な活用を図る。

- ◇ 青少年やその家族等が気軽に相談できる公的相談機関の体制や広報活動を強化する。
 - 覚醒剤 110番（県警本部組織犯罪対策第一課） 086-233-7867
覚醒剤等薬物に関する相談、密売、中毒者などの通報を24時間体制で受け付ける。
 - 麻薬・覚醒剤相談専用電話（中国四国厚生局麻薬取締部） 082-228-8974
乱用薬物全般について、麻薬・覚醒剤等乱用者及びその家族等からの相談を受ける。
 - 覚醒剤等薬物相談窓口（県保健福祉部医薬安全課、各保健所） 086-226-7341 他
覚醒剤のほか、麻薬、向精神薬、大麻等の薬物依存者やその家族からの相談を受ける。
 - 薬物相談窓口（精神保健福祉センター） 086-201-0828（心の電話相談）
薬物依存・中毒者やその家族から治療等の専門的な相談を受ける。
 - ヤングテレホン・いじめ110番（岡山県警察少年サポートセンター） 086-231-3741
 - ヤングメール（岡山県警察少年サポートセンター） youngmail@pref.okayama.jp
青少年問題に関する各種の相談を受けたり街頭補導活動を行うことにより、少年非行防止及び少年健全育成活動を推進する。
 - 児童相談窓口（県保健福祉部子ども未来課、各児童相談所） 086-235-4152 他
青少年の悩み、非行など各種の問題について、家庭その他からの相談を受ける。
 - 岡山県青少年総合相談センター
(県県民生活部男女共同参画青少年課、県教育庁義務教育課・生涯学習課、警察本部少年課) 086-224-7110

青少年に関する非行など各種の問題について、青少年やその保護者などからの相談を受け付ける。

- おかやま法務少年支援センター「みしま心の相談室」（岡山少年鑑別所）

086-281-1112（「みしま心の相談室」専用電話）

非行・犯罪に関する問題について、少年・保護者などからの相談に応じるとともに、関係機関や団体への支援も行っている。

《上記関係機関》

- ◇ 岡山県青少年総合相談センターにおいて、悩みを抱える青少年やその保護者からの相談に対して迅速かつ的確に対応する。

[相談窓口]

総合相談窓口、教育相談、進路相談、子どもほっとライン、すこやか育児テレホン、ヤングテレホン・いじめ110番

《県県民生活部男女共同参画青少年課》

- ◇ 相談事例研究や情報交換を目的とする連絡会議の開催等を通じて相談機関相互の一層の連携強化を図る。
- ◇ 青少年向けの雑誌やポスター等の媒体により相談窓口を周知し、その利用を呼びかける。

《関係機関》

- ◇ コンビニ、飲食店やカラオケボックス等のトイレなど個人的に手に取りやすい場所への「薬物相談窓口」のカード広告を設置し、周知・配布を行う。

《県保健福祉部医薬安全課》

⑥ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

- ◇ 県内の常設店舗及びインターネット等での販売状況等の情報収集に努めると共に、常設店舗については、適宜調査を行う。

《県警本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 薬物乱用防止教室等を通じて、大麻、危険ドラッグ等の乱用の有害性、危険性に関し情報提供を積極的に行うとともに、ホームページ、啓発パンフレット等により広く一般に周知・啓発する。

《県保健福祉部医薬安全課・各保健所》

- ◇ テレビ・ラジオ等あらゆる媒体を用いて、薬物乱用防止広報に併せて危険ドラッグに関する啓発活動も行う。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

- ◇ 多職種チームにより、薬物依存を抱える当事者とその家族に対して相談に応じる。
- ◇ 依存症治療支援に携わる中国四国地方の関連機関を対象に、研修会を開催する。
- ◇ 各種講演・研修講師を受ける。

《岡山県精神科医療センター》

《戦略 2：取締関係》

- ・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
- ・水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止
- ・薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

① 組織犯罪対策の推進

- (1) 薬物犯罪を根絶させるため、薬物の押収や薬物犯罪組織の末端構成員及び組織の中枢に位置する者を徹底検挙する。

- ◇ 業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条等に該当する事犯の摘発に努める。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ コントロールド・デリバリー等の捜査手法を有効に活用して組織全体の解明と壊滅に全力を注ぐ。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部、水島・宇野税關支署》
- ◇ 薬物捜査を効果的に推進するため、新たな捜査手法を駆使し、中枢幹部を含む関係者多数を検挙して、組織の壊滅に努める。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

② 犯罪収益対策の推進

- (1) 外国人犯罪組織に対する捜査手法を確立する。

- ◇ 証拠収集等におけるきめ細かい捜査を展開し、ナイジェリア人等外国人密売組織の実態の解明を行う。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ 暴力団とナイジェリア人等外国密売組織との連携動向についての情報収集と関連事件の検挙を推進する。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ 民間通訳人の確保などにより積極的な捜査の推進を支える通訳体制を強化する。
《中国四国厚生局麻薬取締部、水島・玉野海上保安部》
- ◇ 海外の捜査機関等との情報交換や捜査協力のための体制を強化し、外国人犯罪組織の動向を把握しつつ密輸等の動きに迅速に対応していく。
《水島・宇野税關支署、水島・玉野海上保安部、中国四国厚生局麻薬取締部》

- (2) 不法収益を的確にはく奪することにより、組織の資金源を断つ。

- ◇ 麻薬特例法を積極的に活用し不法収益を徹底的に剥奪する。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ 追跡捜査と分析体制を強化することにより、金融機関が取り扱った資金から不法収益を発見し、剥奪する。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- (3) 不法入国・不法滞在の外国人に対する取締りを強化し、薬物密売組織の拡大を未然に防止する。

- ◇ 不法就労外国人対策キャンペーン等の広報活動を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、薬物所持者等の入国防止に努める。
- ◇ 上陸審査体制の充実を図り、偽変造旅券を所持する外国人・不法就労等不正な入国目的を有する外国人の発見に努め、それらの者の入国を阻止する。

- ◇ 国民の生命と安全を向上させるため、上陸審査時における外国人の個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を求ることにより、引き続きテロリスト等の入国を未然に防止するよう努める。
- ◇ 法務省関係機関や警察との連絡を密にして、薬物関係法違反者の引渡しを受けた際は、迅速な退去強制に努める。
- ◇ 平成24年7月9日から始まった改正入管法に基づき、在留カードを所持しない不法滞在外国人の摘発を強化し、偽装滞在外国人についても情報収集等に努める。

《入国管理局岡山出張所》

- ◇ 不法入国に対する監視体制を強化する。

《水島・玉野海上保安部》

③ 巧妙化する密売方法への対応

- (1) 新しい情報通信手段の性質に応じた対策を講じる。

- ◇ 携帯電話、インターネット等を利用した密売や不正情報の流通について、ネットワーク上の悪質な情報の早期発見・監視に努めるとともに最新のコンピュータ技術を備えた検査体制を整備する。
- ◇ コンピュータ・ネットワーク等を利用した薬物犯罪を徹底解明し、これを的確に処罰することを可能とするため、最新のコンピュータ技術を備えた検査体制を整備する。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ インターネットを利用したハイテク犯罪の情報提供を求めるホームページ「サイバーパトロール情報ボックス」を周知徹底し、幅広い通報体制を確立する。

《県警本部組織犯罪対策第一課・少年課》

- ◇ インターネットホットラインセンターからの通報に基づく薬物違法サイトの検索を推進する。

《県警本部組織犯罪対策第一課》

④ 末端乱用者に対する取締りの徹底

- (1) 「薬物乱用は悪である」という規範意識を県民の共通のものとして、薬物の乱用を犯罪として厳しく取り締まる。

- ◇ 薬物乱用を拒絶する規範意識の低下傾向が見られることに鑑み、末端乱用者に対する取締りを強化し、薬物乱用根絶の規範意識の醸成に努めるとともに、不正薬物に対する需要を削減する。
- ◇ 家族等からの相談に対しては、優先して対応する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 薬物乱用を拒絶する規範意識の低下傾向が見られることに鑑み、末端乱用者に対する取締りを強化する。

《県警本部組織犯罪対策第一課、水島・玉野海上保安部》

⑤ 正規流通への監督の徹底

- (1) 盗難等不正流通が見られる向精神薬等について、適正な管理の徹底を図る。

- ◇ 医療機関等麻薬取扱者等に対する立入検査を行い、麻薬等の不正流通防止に努めるとともに、麻薬の適正な流通を確保する。また、法令違反があった場合には厳正に対処する。
- ◇ 医療機関、薬局、卸売業等の取扱者に対して、盗難防止体制の強化を指導するとともに、管理マニュアル等の普及を図り、不正流通等の防止に努める。

- ◇ 医療用麻薬についても、在宅医療の進展等に配慮しつつ、取扱マニュアルを周知して、適正な管理の励行を図る。
- ◇ 盗難等発生時における速やかな届出について、関係者に対する指導を徹底するとともに、従事者に対する関係法令の周知の徹底等を指導する。

《中国四国厚生局麻薬取締部、県保健福祉部医薬安全課・各保健所》

- ◇ 医療用麻薬・向精神薬にかかる事犯が近年多発していることから、悪質な事犯に対する取締りを強化し、その根絶を図る。

《中国四国厚生局麻薬取締部、県保健福祉部医薬安全課》

⑥関係機関の連携強化

- (1) 薬物犯罪組織の壊滅を図るため、関係機関が緊密な情報交換を行い連携した取締を推進する。

- ◇ 薬物犯罪がますます広域化、複雑化している現状に鑑み、関係機関との情報交換、連携により強力な捜査体制を構築する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 関係機関との連携強化を図るために情報交換会の開催、CD訓練等合同訓練を実施する。

《各関係取締機関》

- ◇ 密輸出入取締対策岡山地区協議会を開催し、関係機関との協力体制を一層充実させる。

《水島・宇野税關支署》

⑦ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- (1) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等の乱用の拡がりに対し、社会全体の警戒感を高め、多様化する薬物への対応を強化する。

- ◇ 危険ドラッグを販売する業者への情報収集を強化し、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法、岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例等各種法令・条例を適用し、取締りを強化する。

危険ドラッグの害悪に関する効果的な広報・啓発活動を行う。

《県警本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 関係機関と連携し、指定薬物疑義物品に対する検査命令等を活用した水際対策、買取検査による販売業者の摘発等により、徹底した市場への供給遮断に努める。

- ◇ 危険ドラッグの蔓延によって、薬物乱用者の裾野拡大が認められることから、その取締りを強化する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」に基づき、知事指定薬物の指定を行うなど、関連法令等に基づき関係機関と連携を強化し、取締を強化する。

- ◇ 危険ドラッグの買上検査を行い、危険ドラッグの市場流通を排除する。

《県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 不正大麻・けし栽培の取締りを強化するとともに、自生けし等の早期発見・除去に努める。

《県保健福祉部医薬安全課・各保健所》

⑧ 密輸等に関する情報収集の強化

- (1) 民間からの情報収集を強化する。

- ◆ M I C S (沿岸域情報提供システム)、ホームページ等を活用し、広く県民に対し密輸情報を得た際の海上保安庁緊急通報用番号（118）などの通報先を周知することにより、情報収集の強化を図る。

《水島・玉野海上保安部》

- ◇ 広く一般から密輸情報が得られるよう、税関密輸ダイヤル「フリーダイヤル 0120-461-961」のPRを強化する。

《水島・宇野税関支署》

- ◇ 国際貨物運送等に携わる荷役業者、船舶代理店、保税蔵置場の倉主等から不審貨物・不審船舶・挙動不審人物・不審車両等に係る情報を関係取締機関等に通報してもらう体制を整備する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 漁協等から不審船舶・不審人物等に係る情報を関係取締機関等に通報してもらう体制を整備する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課》

- (2) 国際的な情報収集を強化する。

- ◇ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報交換等を行い、引き続き取締協力の強化を図る。

《水島・宇野税関支署》

- (3) 原料物質の輸出入対策を充実する。

- ◇ 薬物密造に関する国際動向の把握に努める。

《取締関係機関》

⑨ 密輸取締体制の強化・充実

- (1) 取締体制を整備する。

- ◇ 地方港、地方空港等の密輸リスクに対応し、関係機関が相互に協力し、水際取締体制を強化する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 洋上で薬物の受渡しが行われる可能性の高い海域、離島及び地方港周辺等に係る陸・海両面からの監視体制を強化するとともに関係取締機関間との共同取締りを積極的に実施する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- (2) 取締機器等を増強する。

- ◇ 航空機旅客の携帯品検査及び商業貨物検査等において、麻薬探知犬やX線検査装置等の検査機器の活用を図る。

《水島・宇野税関支署》

- ◇ 海港取締りに効果的な監視カメラ、ナイトスコープ等の資機材等について、所要の増強・配備を図る。

《水島・玉野海上保安部》

- (3) コントロールド・デリバリーを積極的に活用する。

- ◇ 国際郵便、商業貨物等に係る事犯について、迅速・適切に対応するため、関係機関の相互に連携の上、コントロールド・デリバリーの積極的な活用により、薬物密輸・密売ルートを解明し、その根絶を図る。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

⑩ 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

(1) 関係機関の連携により、密輸入に対する水際対策を強力に推進する。

◇ 水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部等が連携を強化し、水際対策を推進する。
《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

⑪ 國際會議等、國際枠組みへの積極的な参画

◇ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報交換等を行い、引き続き取締協力の強化を図る。

《水島・宇野税関支署》

◇ 「新国連薬物乱用根絶宣言」（2009年～2019年）支援事業の一環として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間中（6月20日～7月19日）に、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施する国連支援募金活動に協力し、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体（N G O）の活動資金として国連を通じて支援する。

《県保健福祉部医薬安全課、各保健所》

⑫ 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進

《戦略3：治療関係》

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

① 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

- ◇ 薬物事犯初犯者等への配付冊子「相談してみませんか」を各警察署に配付し、対象者への配付を行い、再乱用防止のため、薬物依存からの脱却・支援活動を充実させる

《県警察本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 戦略1：啓発関係 ⑤「関係機関による相談体制の充実」で実施する内容について、各相談機関において、ホームページへの掲載、パンフレット・リーフレット等の配布により相談体制の周知を図る。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

- ◇ コンビニ、飲食店やカラオケボックス等のトイレなど個人的に手に取りやすい場所への「薬物相談窓口」のカード広告を設置し、周知・配布を行う。

《県保健福祉部医薬安全課》

(2) 覚醒剤等の薬物中毒者に対する治療を充実させるため、医療提供体制を整備する。

- ◇ 急性中毒者や中毒性精神病患者を専門的に治療するための病床の確保のため、岡山県精神科医療センターの「依存症入院棟」を充分に利用し、今後、ソフト面の「薬物依存症回復プログラム」の一層の充実を図る。

《県保健福祉部健康推進課、岡山県精神科医療センター》

- ◇ 薬物依存症に対する入院・外来・訪問治療支援を行う。

- ◇ 入院・外来治療プログラムとして、運動療法、ひといき（マインドフルネスプログラム：集団・個別）、STEM・ポケットトーチ（ともにMatrix Modelを参考：集団・個別）を行う。

《岡山県精神科医療センター》

(3) 薬物依存、中毒性精神病の研究推進と情報提供を推進する。

- ◇ 保護観察の付かない執行猶予を受けた初犯者やその家族に重点において、認知行動療法をモデルとしたワークブックによる独自学習と面談等による生活改善指導を行い、薬物依存からの離脱、社会復帰を支援する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 薬物依存から離脱できるよう、各関係機関や専門家が協力して、迅速かつ効果的に応じるための調査・研究を行う。

- ◇ 薬物依存の青少年に対する社会的な影響を考慮して、青少年に対する薬物依存防止のための方法について調査研究を行う。

《岡山県精神科医療センター》

② 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

(1) 矯正施設等における対応を充実する。

- ◇ 施設の特性に適した処遇技法の研究を行い、指導者の育成を図る。

- ◇ 被収容者に対する薬物乱用防止教育を行うにあたり、依存性薬物の健康面からの有害性と同時に、反社会性及び二次犯罪に結びつく可能性の高さについて理解させ、薬物乱用時の生活を真摯に反省させることによって、薬物使用断絶の強い意志を固めさせる。
- ◇ 指導者や民間協力者による、社会復帰支援を踏まえた面接指導体制を充実させる。

《岡山少年院》

- ◇ 鑑別を通じて、薬物乱用に至った在所者の問題について分析し、社会復帰に向けた支援の指針を示す。
- ◇ 在所者に対して薬物乱用防止を啓発するVTRを視聴させるなどし、健全な育成のための支援を行う。
- ◇ 薬物乱用防止に関する青少年向けの書籍の充実を図る。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）では、昨年度に引き続き認知行動療法の考え方に基づいて法務省において企画・作成された教材「リカバリーポイント」を使用し、①薬物依存は病気であること。②現在の医療技術をもってしても治癒・回復は望めないこと。③薬物依存から離脱するためには、強い意志を持つのではなく、引き金への遭遇を未然に防止する賢さが求められること。④出所後の就労は、薬物依存離脱には支障になること。等を理解させ、自己の身体の状況及び出所後の生活に対する危機感を持たせることに重点を置く。
- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）では、昨年度に引き続き岡山・鳥取ダルクに積極的に働きかけ、協力が得られるように配意する。
- ◇ 平成25年度から稼動を始めた処遇カウンセラーによるカウンセリングをさらに充実強化し、指導効果の検証にも役立てるようにする。

《岡山刑務所》

(2) 保護観察所における対応を充実する。

- ◇ 薬物乱用防止指導を一層強化し、個々の状況に応じ、就労指導、家族援助等を行うことにより、再乱用の防止と生活態度の安定化を図る。
- ◇ 覚醒剤事犯により保護観察中の者（仮釈放者、保護観察付執行猶予者を中心に）に対し、本人の同意を得て簡易薬物検出検査を実施し、断薬意志の助長と再犯の防止を図る。
- ◇ 覚醒剤事犯によって服役し6月以上の仮釈放期間をもって仮釈放となった者及び規制薬物の違法な反復をする犯罪的傾向の強い保護観察付執行猶予者に対し、覚醒剤事犯者処遇プログラムを実施し、簡易薬物検出検査と再び覚醒剤の違法な使用をしないようにするための具体的な方法を習得させることを主な内容とする教育を実施し、再犯防止を図る。
- ◇ 関係機関等に参加を求め、薬物依存からの回復のための地域支援連絡協議会を開催し、地域の関係機関等との連携強化を図る。
- ◇ 医療機関との連携モデル事業として、薬物依存のある保護観察対象者に必要な医療が受けられるよう調整を行う他、ケア会議を開催する。
- ◇ ダルクと連携し、ダルクのグループミーティングに参加が適当な者の参加について調整する他、ケア会議を開催する。

《岡山保護観察所》

(3) 地域における相談業務を充実する。

- ◇ コンビニ、飲食店やカラオケボックス等のトイレなど個人的に手に取りやすい場所への「薬物相談窓口」のカード広告を設置し、周知・配布を行う。

《県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 公的機関における相談窓口の利用を促進するために連絡先等の周知を図る。

《関係機関》

- ◇ 薬物乱用・依存に関する相談・指導業務のネットワークの整備を図り、関係機関相互の連携を確保する。
《県保健福祉部健康推進課、精神保健福祉センター》
- ◇ 相談業務に従事する職員に対する研修を充実する。
《県保健福祉部健康推進課・医薬安全課》
- ◇ 保護司の薬物乱用防止に向けた活動を支援し、人的資源の活用を図る。
《岡山保護観察所》
- ◇ 平成27年6月に施行された少年鑑別所法に基づく「地域援助活動」として、「おかやま法務少年支援センター みしま心の相談室」において、刑務所・少年院から出所した者、その家族及びその支援者等からの相談に応じる。
《岡山少年鑑別所》
- ◇ 平成18年から刑務所等矯正施設の出所者等に対する就労支援事業を行っており、引き続き公共職業安定所（ハローワーク）における就労支援体制の充実に努める。
- ◇ 保護観察所や矯正施設と公共職業安定所（ハローワーク）の連携を強化し、出所者等に対する就労支援の更なる推進を図る。
《岡山労働局》

(4) 依存からの離脱のための組織の活動を支援する。

- ◇ 薬物依存・中毒者が依存からの離脱と社会復帰を目指して行う自発的な組織の活動に対して、社会全体としてこれを積極的に支援していく。
《岡山保護観察所、県保健福祉部健康推進課・医薬安全課、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター》
- ◇ 現在岡山で活動中の薬物依存者本人の自助グループへの支援を行う。
- ◇ 民間の薬物依存症の当事者が運営するリハビリテーション施設の援助、協力を行う。
《岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター》
- ◇ 毎週水曜日の午後、メッセージミーティングを岡山ダルクと協力し開催する。
- ◇ 当センター利用者の治療支援の一環として、岡山ダルクと連携する。
《岡山県精神科医療センター》
- ◇ 視聴覚教材やパンフレットを効果的に活用し、指導の充実を図る。
《岡山少年院》
- ◇ 全国の精神保健福祉センター、家族会、民間の薬物依存症者の回復支援施設、自助グループ、相談電話等記載された冊子「相談してみませんか」を検挙被疑者及び希望家族に配付し、相談組織の連絡先を周知させる。
《県警察本部組織犯罪対策第一課》
- ◇ 覚醒剤事犯により受刑中の者の社会復帰を促進するため、引受人懇談会を実施し、家族などに断薬と更生への協力を求めていく。
《岡山保護観察所》

③ 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

- ◇ 月1回の薬物依存症を抱える家族に対する教育及び自助グループミーティングを引き続き実施していく。また、このグループ参加者を岡山薬物依存症家族会（ピアの会）などの家族教室へとつないでいく。
- ◇ 随時、薬物依存症者を抱える家族に対して専門相談システムを継続し、対応策について相談を受けていく。
- ◆ 家族プログラム（ひだまりの会）を実施する。また、岡山薬物依存症家族会（ぴあの会）、ナラノンなども紹介する。
《岡山県精神科医療センター》

- ◇ 全国の相談組織の連絡先等記載された再乱用防止のための冊子「相談してみませんか」を警察署に配付し、検挙した乱用者の希望家族に配付し、家族の支援に向けた活動を強化する。

《県警察本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 面会人待合室に、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を設置し、自由に持ち帰ることができるようにする。

《岡山刑務所》

- ◇ 薬物依存症を抱える家族や友人による自助グループ（ナラノン）への支援（会場提供）を行う。

《精神保健福祉センター》

- ◇ 平成27年6月に施行された少年鑑別所法に基づく「地域援助活動」として、「おかやま法務少年支援センター みしま心の相談室」において、薬物依存等の問題を抱える個人やその家族等からの相談に応じる。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ コンビニ、飲食店やカラオケボックス等のトイレなど個人的に手に取りやすい場所への「薬物相談窓口」のカード広告を設置し、周知・配布を行う。

《県保健福祉部医薬安全課》

④ 青少年の再乱用防止対策の充実強化

- (1) 薬物乱用者を対象とした「薬物非行防止指導」を充実強化する。

- ◇ 処遇技法の研究及び指導者の育成、効果的な教材の開発、相談体制の充実を図る。

- ◇ 薬物事犯該当者には、「矯正教育プログラム（薬物非行）」に当該少年を参加させる。これは、西日本の少年院の中から、とりわけ薬物に対する依存等がある者を、指導重点施設に移送し、約3か月に渡ってプログラムを集中的に受講させるものである。薬物使用の害悪に対する理解や、薬物断絶への決意をより効果的に高めさせることを目的としている。

- ◆ 社会復帰に向けて薬物断続の意識を高めるための指導である、特定生活指導（薬物非行防止指導）の充実強化を図る。

《岡山少年院》

- ◇ 薬物乱用に至った経緯やその問題点について、本人自身が気付けるよう鑑別のプロセスを充実させる。

《岡山少年鑑別所》

- (2) 薬物事犯で保護観察に付された少年等に対し、薬物に対する正しい知識をかん養する。

- ◇ 薬害教育を充実させ、生活状況や家族関係の調整をするとともに、再乱用を防止するための個別指導の強化を図る。

- ◇ 覚醒剤事犯で矯正施設入所中の対象者の引受人に対し、保護観察所で実施する覚醒剤事犯者処遇プログラム及び簡易薬物検出検査について説明し、仮釈放となった対象者の再使用の防止への理解と協力を求める。

- ◇ 医療機関や薬物依存者のための自助グループなど民間組織を含めた関係機関等との連携を深め、薬物乱用防止の指導の充実を図る。

《岡山保護観察所》

- (3) シンナー等の薬物から覚醒剤乱用への移行を防止する。

- ◇ シンナー等関係業者に対する指導を強化するとともに、シンナー等の知情販売等悪質業者に対する取締りを徹底する。

《県警本部少年課、県県民生活部男女共同参画青少年課、県保健福祉部医薬安全課、各保健所》

⑤ 民間団体等との連携強化

- ◇ 必要と認められる対象者に対し、月1回、精神科医による診察を受診させて、協力を仰ぐ。
- ◇ 対象者への診察の実施について、今後も継続して協力を仰ぐとともに、全少年を対象とした啓発講話等についても検討していく。

《岡山少年院》

- ◇ 平成27年6月に施行された少年鑑別所法に基づく「地域援助活動」として、「おかやま法務少年支援センター みしま心の相談室」における相談等を行う中で、薬物依存等の問題を抱える個人やその家族等を支援している関係機関と連携を図る。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 鳥取ダルク及び岡山ダルク等近隣ダルクとの間での情報交換を密にして、善隣関係の維持・発展を図る。
- ◇ 在所中薬物依存離脱指導を受講した者については、仮釈放審査の過程において、受講中作成した「リカバリーポイント計画書」等の資料を觀察官や委員が閲覧できるようにするほか、出所時には、出所後保護観察を行うこととなる保護觀察所に関係書類とともに引継ぎ、社会内処遇への円滑な移行を図る。

《岡山刑務所》

- ◇ 岡山ダルクとの連携を継続する。

《岡山県精神科医療センター》

⑥ 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

- ◇ 国立精神・神経センター等が実施する薬物乱用・依存に関する意識・実態調査等の推進に協力する。
《県保健福祉部医薬安全課》
- ◇ 各種研究に協力する。
《岡山県精神科医療センター》